

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年10月30日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第127号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則（平成9年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の3の前に見出しとして「（実施場所及び定員等）」を付す。

第1条の4中「学童クラブ」の次に「及び別に定める基準」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第1条の5 前2条の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、区長が特に保護が必要であると認める児童に限り、第1条の3に規定する定員又は前条に規定する基準を超えて学童クラブの利用を承認することができる。この場合において、当該定員を超える人数は当該定員の1割に相当する数を、当該基準を超える人数は当該基準の2割5分に相当する数を超えてはならない。

第7条第1項中「とおり」を「各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合は当該各号に定める額を減額するもの」に、同項ただし書中「第2号及び第3号」を「第2号イ及び第3号イ」に改め、同項第2号中「学校教育法」を「児童の保護者が、学校教育法」に、「5割」を「次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

ア 利用料 月額3,800円

イ 延長利用料 月額500円

第7条第1項第3号中「とき 2人目からの児童1人につき5割」を「とき（前号に該当する場合を除く。） 次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

ア 利用料 2人目からの児童1人につき月額2,000円

イ 延長利用料 2人目からの児童1人につき月額500円

第7条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、



同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 児童が、食物アレルギーを有する等の理由によりおやつを提供を受けることができないとき（第2号に該当する場合を除く。） 月額1,800円（利用料に限る。）

第8条第1項第2号中「利用者」を「児童の保護者」に、「既に納付した利用料等の2分の1の額」を「前条第1項第2号ア及びイに定める額に既に利用料等が納付された月数を乗じて得た額」に改める。

別表1 杉並区立本天沼児童館の部沓掛学童クラブの項を次のように改める。

沓掛学童クラブ (校内育成室)	杉並区清水三丁目1番9号	58
沓掛学童クラブ (校外育成室)	杉並区清水三丁目22番4号	90

別表1 杉並区立阿佐谷児童館の部浜田山学童クラブの項を次のように改める。

浜田山学童クラブ (校外育成室)	杉並区浜田山四丁目21番3号	145
浜田山学童クラブ (校内育成室)	杉並区浜田山四丁目23番1号	100

別表1 杉並区立井草児童館の部桃五学童クラブの項中「200」を「150」に改め、同表杉並区立方南児童館の部和泉学園学童クラブの項を次のように改める。

和泉学園学童クラブ (校内育成室)	杉並区和泉二丁目17番14号	150
和泉学園学童クラブ (校外育成室)	杉並区和泉二丁目36番11号	55

別表1 杉並区立方南児童館の部堀ノ内南学童クラブの項中「137」を「90」に改め、同項の次に次のように加える。

堀ノ内南第二学 童クラブ	杉並区堀ノ内二丁目 2 2 番 3 号	5 5
-----------------	------------------------	-----

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 1 条の 4 関係)

実施場所			基準 (人)
児童館	学童クラブ	所在地	
杉並区立天沼児童館	天沼学童クラブ	杉並区天沼一丁目 6 番 2 5 号	1 0 2
杉並区立上高井戸児童館	上高井戸学童クラブ	杉並区高井戸東一丁目 1 8 番 5 号	9 7
杉並区立宮前児童館	宮前学童クラブ	杉並区宮前四丁目 1 5 番 1 3 号	9 0
杉並区立荻窪児童館	荻窪学童クラブ	杉並区荻窪二丁目 4 0 番 2 号	1 1 6
杉並区立桃井児童館	桃井学童クラブ	杉並区桃井二丁目 1 0 番 9 号	8 3
杉並区立高円寺東児童館	高円寺東学童クラブ	杉並区高円寺南一丁目 7 番 2 2 号	6 6
杉並区立本天沼児童館	本天沼学童クラブ	杉並区本天沼三丁目 3 4 番 3 5 号	3 2
杉並区立堀ノ内東児童館	堀ノ内東学童クラブ	杉並区堀ノ内三丁目 4 9 番 1 9—1 0 1 号	8 9
杉並区立阿佐谷児童館	阿佐谷学童クラブ	杉並区阿佐谷北一丁目 1 番 1 号	1 0 8
杉並区立宮前北児童館	宮前北学童クラブ	杉並区宮前三丁目 2 9 番 6 号	9 4
杉並区立上荻児童館	上荻学童クラブ	杉並区上荻一丁目 2 0 番 1 3 号	5 4
杉並区立井草児童館	井草学童クラブ	杉並区井草二丁目 1 5 番 1 5 号	8 3
杉並区立松ノ木児童館	松ノ木学童クラブ	杉並区松ノ木二丁目 3 3 番 6 号	8 8
杉並区立松庵児童館	松庵学童クラブ	杉並区松庵二丁目 2 3 番 3 4 号	7 7
杉並区立高円寺南児童館	高円寺南学童クラブ	杉並区高円寺南三丁目 2 4 番 1 5 号	7 1
杉並区立今川児童館	今川学童クラブ	杉並区今川三丁目 3 番 1 8 号	6 2
杉並区立上井草児童館	上井草学童クラブ	杉並区上井草三丁目 6 番 2 4 号	1 0 8
杉並区立高井戸児童館	高井戸学童クラブ	杉並区高井戸西二丁目 5 番 1 0 号	1 0 0
杉並区立善福寺北児童館	善福寺北学童クラブ	杉並区善福寺三丁目 1 3 番 1 0 号	1 0 3
杉並区立四宮森児童館	四宮森学童クラブ	杉並区上井草二丁目 4 1 番 1 1 号	8 1
杉並区立和田中央児童館	和田中央学童クラブ	杉並区和田一丁目 3 8 番 1 8 号	9 3
杉並区立西荻南児童館	西荻南学童クラブ	杉並区西荻南三丁目 5 番 2 3 号	7 9

杉並区立方南児童館	方南学童クラブ	杉並区方南一丁目 5 1 番 7 号	1 3 6
杉並区立馬橋児童館	馬橋学童クラブ	杉並区高円寺北四丁目 2 番 1 7 号	1 0 8

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

(表)
学 童 ク ラ ブ 入 会 申 請 書

杉並区長 宛
次のとおり、学童クラブの入会を申請します。

年 月 日			
フリガナ		携帯電話	()
申請者（保護者）氏 名		自宅電話	()
住 所			
日中連絡可能な連絡先			

入会を希望する児童

フリガナ		生 年 月 日	性 別
氏 名		年 月 日	
入会を希望する学 童 ク ラ ブ	学童クラブ	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
<p>※上記の学童クラブに入会できなかった場合には、以下を希望する（該当する□1つに$\blacktriangleright$を記入）。</p> <p>☐ 1 申請する学童クラブに入会できるまで待ちます。</p> <p>☐ 2 入会の申請を取り下げます。</p>			

保護者の状況

フリガナ		続柄		続柄			
氏 名							
居 住 の 状 況							
児童の保護に当たれない理由							
勤務先等名称							
勤務先等所在地							
勤務先等電話	()		()				
勤 務 時 間 等							
勤 務 等 の 日	月	火	水	木	金	土	勤 務 日 数 等

(裏)

児童の状況

小学校名・ 学年・学級	小学校 年 ☐ 通常の学級 ☐ 特別支援学級					
	(特別支援学校の場合) 学校 年					
保護の必要な日 (該当する□に $\blacktriangle$ を記入)	月 □	火 □	水 □	木 □	金 □	土 □
出 欠 予 定						
食物アレルギーの有無						
障害の有無						
手帳の有無						
医療的ケア の要否						

児童の兄弟姉妹の状況

続柄	氏 名	年齢	学校名・学年／保育園等	学童クラブの 申請の有無

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 に規定する沓掛学童クラブ（校内育成室）、沓掛学童クラブ（校外育成室）、浜田山学童クラブ（校外育成室）、浜田山学童クラブ（校内育成室）、和泉学園学童クラブ（校内育成室）、和泉学園学童クラブ（校外育成室）及び堀ノ内南第二学童クラブの利用の承認その他のこの規則の施行の日以後の利用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第 2 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

